

担当団体：(社)宮城県建築士会 版 (各担当団体で内容が異なる場合がありますので必ずお読み下さい)

## 平成21年度 第四期 一級／二級／木造建築士定期講習 受講案内

登録講習機関

財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

平成20年11月28日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。（(社)宮城県建築士会では、平成21年度第2回の講習になります。）

### ■経過措置

現在建築士事務所に所属又は平成24年3月31日までに所属した建築士は、平成24年3月31日までに最初の建築士定期講習を受ければよいこととなります。なお、現在建築士事務所に所属していない建築士の方も建築士定期講習を受講することができ、講習修了後に建築士事務所に所属した場合は、法定講習の受講として扱われます。

※経過措置の適用期限(平成24年3月31日)が迫ってくると、受講を希望される方が適度に集中し、希望される講習会場での受講が困難になることが予想されます。該当される方はなるべく平成21年度から平成22年度までに受講をされますようお願いいたします。

## §1. 講習案内

### 1-1. 受講申込関係書類の配布 (予定)

- 配布期間 平成21年11月24日(火)～12月11日(金) (ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- 配布時間 午前9時30分～午後4時30分
- 配布場所 (社)宮城県建築士会 事務局 (仙台市青葉区木町通1-6-34 安藤ビル9F)
- 配布価格 無料(受講希望者1人に1部)
- 宅配希望の場合 任意の書式に住所、氏名、電話番号を記入し、「建築士定期講習受講申込書」と明記の上、上記配布場所にFAX(022-262-4439)にて請求下さい。宅配便(着払い)にて送付いたします。なお、受付期日の関係上、12月8日(火)(厳守)までの取扱いといたしますのでご注意ください。

### 1-2. 受講申込書の受付 (予定)

- 受付期間 平成21年11月30日(月)～12月11日(金) (ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- 受付時間 午前9時30分～午後4時30分
- 受付場所 (社)宮城県建築士会 事務局 (仙台市青葉区木町通1-6-34 安藤ビル9F)

### ■受講申込書の配布及び受付に係る注意事項

- 申込書の配布部数が予定数に達した場合や受講申込数が定員に達した場合は、配布や受付期間中であっても配布及び受付を終了します。
- 申込書の配布及び申込受付を終了した団体名等は、当センターホームページでお知らせします。(http://www.jaic.jp/)

### 1-3. 受講手数料(テキスト代を含む)

15,750円 (消費税額 750円を含む)。

- 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。
- 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還いたします。
- テキストは講習日当日に会場で配布します。

### 1-4. 講習日及び講習会場

- 講習日：平成22年2月5日(金)
- 会場：ハーネル仙台 2階 「松島」(仙台市青葉区本町2-12-7)

講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合、又は極端に少ない場合は、希望する講習地の講習日で受講できない場合があります。

### 1-5. 講習地及び講習日の変更

転勤などやむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習地及び講習日の変更が可能です。講習日の1週間前(平成22年1月29日)までに申し出て下さい。

### 1-6. 講習の構成

- 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義(5時間)と修了考査(1時間)の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- 平成22年2月5日(金)実施の講習開始時刻等の時間割は次のとおりです。

項目	時間	内容
受付開始	9:00～9:20	・講習会場への入場、受講票確認及びテキストの配布等
受講説明	9:20～9:30	・講習概要の説明、注意事項の説明
講義	9:30～10:30	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ①
	休憩	
講義	10:40～12:10	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ②
	休憩	
講義	12:55～13:55	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ③
	休憩	
講義	14:05～15:35	・設計及び工事監理に関する科目
	休憩	
考査説明	15:45～16:00	・修了考査注意事項説明
修了考査	16:00～17:00	・一級建築士40問 ・二級建築士35問 ・木造建築士30問

## 1-7. 修了者の発表

- (1) 修了者の発表は、講習月の翌週末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページ(<http://www.jaic.jp>)に掲載します。
- (4) 修了者調査問題及び合格基準点等の概要の公表については、平成22年4月末頃に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

## §2. 受講申込み

### 2-1. 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士として登録している方。

### 2-2. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書(所定の用紙)
- (2) 写真3枚  
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、平成21年7月以降に撮影したもの。  
写真の裏面に県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (3) 振替払込受付証明書(お客さま用)  
所定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される「振替払込受付証明書(お客さま用)」を受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (4) 建築士免許証の写し(B5サイズに縮小し貼付して下さい。)
  - ①一級建築士、二級建築士又は木造建築士の方は、それぞれ一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許証の写しの提出が必要となります。  
一級建築士免許証明書(携帯型)の場合は、証明書(携帯型)原寸大で用紙はB5サイズで添付して下さい。
  - ②建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書等でも可とします。

### ■複数の建築士免許を有する方への案内

複数(一級、二級又は木造)の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定されたそれぞれの建築士定期講習について建築士定期講習修了証が交付されます。

(※建築士免許証の提出がない建築士資格については、当該建築士定期講習の受講とは扱われず、当該資格の建築士名簿に受講履歴登録がされませんのでご注意ください。)

- (例) 一級、二級建築士免許証を有している方は、一級建築士免許証と二級建築士免許証の写しを申込み時に提出されると、一級、二級両方の建築士定期講習を申込みたこととなります。受講された結果、一級建築士定期講習が修了と判定された方には、一級建築士定期講習と二級建築士定期講習の修了証を交付します。  
また、一級建築士定期講習は未修了と判定され、二級建築士定期講習を修了と判定された方には、二級建築士定期講習修了証を交付いたします。

### 2-3. 受講申込方法

#### (1) 受付会場での受講申込み

受講申込書関係書類に同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、(社)宮城県建築士会事務局に持参して下さい。(受講申込書関係書類の記入内容の確認を行いますので、本人がご持参下さい。)

#### (2) 郵送による受講申込み方法

- ①受講申込書関係書類に同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、(社)宮城県建築士会事務局へ簡書留郵便により送付して下さい。
- ②受講申込みは12月11日(金)の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については12月11日(金)までに着いたものに限り受付をします。
- ③受講票送付のため、あて先明記の受講票返送用封筒(長3:縦23.5cm×横12cm)に80円切手を貼って同封して下さい。

#### (3) 受講申込みに関する注意事項

- ①受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込ができなかった場合には、次回の講習を優先的に受講申込できます。  
又、受講申込ができなかった「振替払込受付証明書(お客さま用)」は、次回の申込みにも、そのまま使用できます。
- ②受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類のそろっていないものは受付できません。
- ③婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本等(謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付して下さい。
- ④受講申込みにより提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還いたしません。
- ⑤受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各団体へお申し出下さい。ただし、障害の程度、会場の都合により希望する措置を受けられない場合があります。

### 2-4. 受講票の発行

受講票は受講申込時にお渡しします。なお、郵送で受講申込をされた方には後日受講票を送付します。

## §3. 個人情報の取扱いについて

- ・建築士定期講習受講者の受講情報は、財団法人建築行政情報センターの建築士名簿に登録されます。
- ・収集した個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理します。

なお、詳細については、当センターホームページ(<http://www.jaic.jp/>)をご覧ください。